

平成30年8月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社日栄交通 (法人番号：7050001001267) 代表者 川口朱美
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市前林782-6-205 (本社営業所) 千葉県成田市前林782-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 190日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月5日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 運行管理補助者の届出義務違反(運送法第23条第3項)、(3) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(4) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9) 定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 19点 当該事業者の累積点数 19点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)